

令和元年度名古屋市教育委員会第46号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容・理由

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理・執行すること等に伴い、規定を整備します。

ア 指導部学校保健課の分掌事務の変更について

教育スポーツ協会に関する事務については、これまで同協会が実施する市民のスポーツ振興事業と関連の深いスポーツ振興課が所管しておりましたが、スポーツに関する事務の移管後も、同協会が実施する学校給食事業について、これまでどおり運営状況を把握するとともに、円滑な運営及び効率化等のために必要な指導調整を行っていく必要があるため、引き続き教育委員会において所管するものとし、学校保健課の分掌事務とします。

イ 生涯学習部生涯学習課の分掌事務の変更について

学校における体育に係る部活動に関する事務については、これまでスポーツ振興課が所管しておりましたが、スポーツに関する事務の移管後も、学校教育の一環として引き続き教育委員会の所管となるため、生涯学習課の分掌事務とします。

ウ 生涯学習部スポーツ振興課等の組織の廃止について

スポーツ振興課並びに主幹（スポーツ施設）、主幹（瑞穂公園整備推進）及び主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築）を廃止します。

- (2) その他規定を整備します。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条生涯学習部の項中「スポーツ振興課」を削る。

第 3 条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童生徒の支援（他の部の主管に属するものを除く。）に関する事。

第 3 条指導部学校保健課の項に次の 1 号を加える。

(6) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関する事。

第 3 条生涯学習部生涯学習課の項第 5 号及び第 8 号中「課」を削り、同項第 9 号中「（他の課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項第10号中「課」を削り、同号を同項第11号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 学校における部活動に関する事。

第 3 条生涯学習部スポーツ振興課の項を削る。

第 9 条第 3 項の表生涯学習部の項中

「

部活動振興	1 小学校における部活動の見直しの推進に すること。	1
スポーツ施 設	1 総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッ カー場、プール、名城庭球場、スポーツトレ ーニングセンター及び志段味スポーツランド に關すること。 2 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに 整備の計画及び実施に關すること。 3 スポーツ施設の管理等に關する合理化に關 すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に關すること。 5 瑞穂公園の管理に關すること。	1
瑞穂公園整 備推進	1 瑞穂公園の整備推進に關すること。 2 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議 會に關すること。	1
瑞穂公園陸 上競技場の 改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に關すること。	1

を

「

部活動振興	1 学校における部活動に關すること。 2 小学校における部活動の見直しの推進に關 すること。	1
-------	--	---

に改

める。

」

第11条第6項中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士及び調理員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 文化財保護室 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 } (略) 教務部 } 子ども応援委員会制度担当部 子ども応援室 (1)～(2) (略) <u>(3) 児童生徒の支援（他の部の主管に属するものを除く。）に関すること。</u> <u>(4) (略)</u> 指導部 指導室 (略) 学校保健課	第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 <u>スポーツ振興課</u> 文化財保護室 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 } (略) 教務部 } 子ども応援委員会制度担当部 子ども応援室 (1)～(2) (略) <u>(3) (略)</u> 指導部 指導室 (略) 学校保健課

(1)～(5) (略)

(6) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関すること。

生涯学習部

生涯学習課

(1)～(4) (略)

(5) 社会教育施設（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(6)～(7) (略)

(8) 社会教育関係団体（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(9) 学校施設の開放に関すること。

(10) 学校における部活動に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

(1)～(5) (略)

生涯学習部

生涯学習課

(1)～(4) (略)

(5) 社会教育施設（他の課室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(6)～(7) (略)

(8) 社会教育関係団体（他の課室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(9) 学校施設の開放（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課室の主管に属しない事務に関すること。

スポーツ振興課

(1) スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。

(3) スポーツ推進審議会に関すること。

(4) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関すること。

(5) スポーツ推進委員に関すること。

(6) 学校における部活動（体育に係るものに限る。）に関すること。

文化財保護室（略）				<u>(7) 体育館その他のスポーツ施設に關すること。</u>					
				<u>(8) 學校施設のスポーツ開放に關すること。</u>					
				<u>(9) 瑞穂公園の管理に關すること。</u>					
				<u>(10) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議會に關すること。</u>					
				<u>(11) 教育スポーツ協會に關すること。</u>					
文化財保護室（略）				文化財保護室（略）					
第9条（略）				第9条（略）					
2（略）				2（略）					
3 第6条第2項及び第3項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。				3 第6条第2項及び第3項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。					
主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目		主幹の数	主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目		主幹の数
(略)									
生涯学習部	(略)								
	部活動振興	1	学校における部活動に關すること。		1	部活動振興	1	小学校における部活動の見直しの推進に關すること。	
		2	小学校における部活動の見直しの推進に關すること。						
						スポーツ施設	1	総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッカー場、プール、名城庭球場、スポーツトレーニングセンター及び志段味スポーツランドに關すること。	
							2	体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計	

			<u>画及び実施に関すること。</u> 3 <u>スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。</u> 4 <u>中学校施設のスポーツ開放に関すること。</u> 5 <u>瑞穂公園の管理に関すること。</u>	
		瑞穂公園整備推進	1 <u>瑞穂公園の整備推進に関すること。</u> 2 <u>瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。</u>	1
		瑞穂公園陸上競技場の改築	1 <u>瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。</u>	1
4	(略)	4	(略)	
第11条	(略)	第11条	(略)	
2～5	(略)	2～5	(略)	
6	管理主事は、上司の命を受けて教職員（ <u>学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員</u> を除く。）の人事管理等に関する事務を行う。	6	管理主事は、上司の命を受けて教職員（ <u>学校事務職員及び学校栄養職員</u> を除く。）の人事管理等に関する事務を行う。	

現行体制

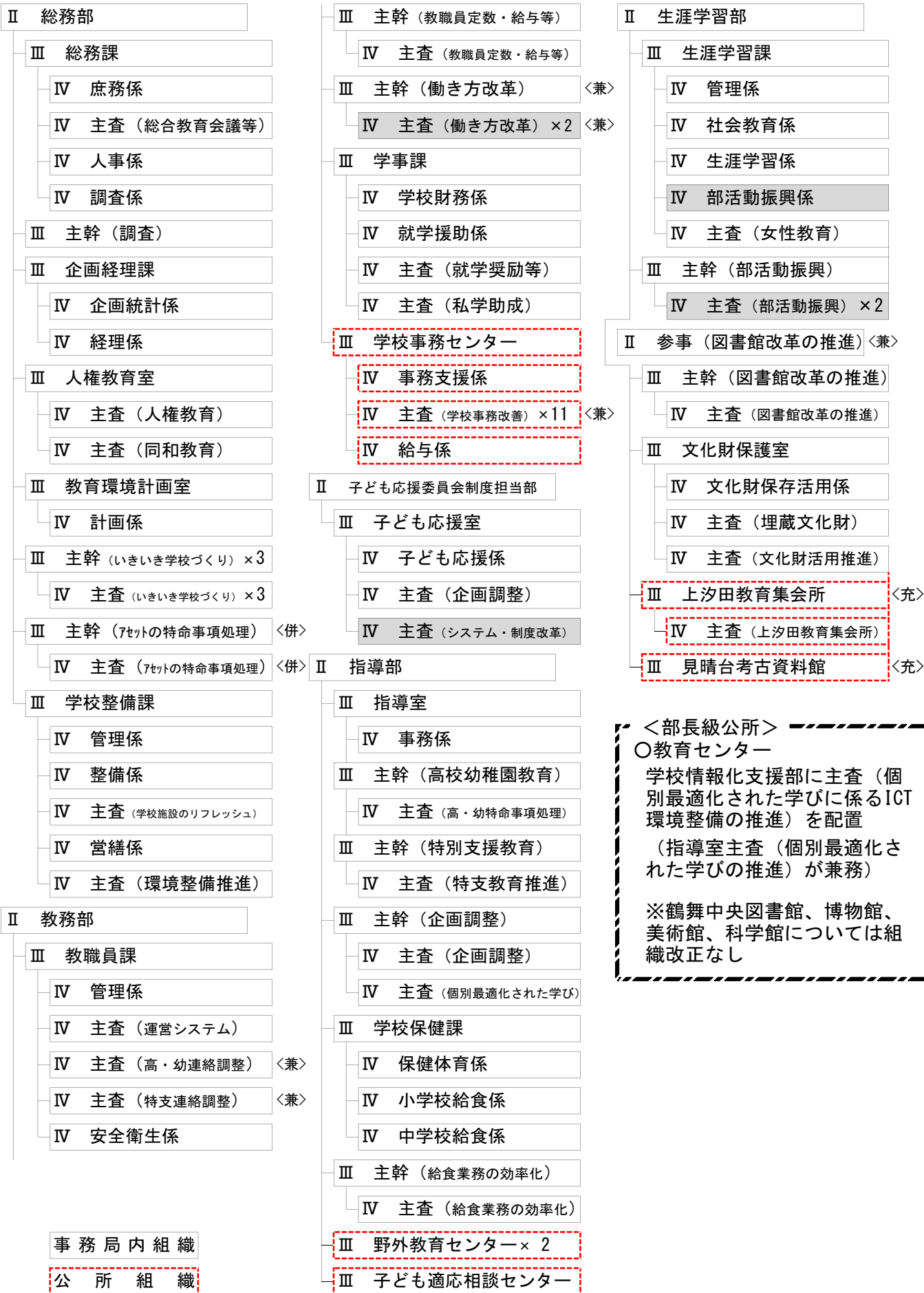
R元年度機構図



I：局長級 II：部長級 III：課長級 IV：係長級 V：吏員級

新体制

R 2 年度機構図



<部長級公所>

○教育センター

学校情報化支援部に主査（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）を配置

（指導室主査（個別最適化された学びの推進）が兼務）

※鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館については組織改正なし

事務局内組織

公所組織

増員等組織

I：局長級 II：部長級 III：課長級 IV：係長級 V：吏員級